

## 大阪市浪速区役所災害時用テント物品貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浪速区制100周年×EXPO記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）より、大阪市に寄附され大阪市浪速区役所（以下「区役所」という。）が管理する災害時用テント物品（以下「テント等」という。）に関し、実行委員会により提出された寄附趣意書に基づき、無償で貸出すことについて必要な事項を定める。

### (災害時用テント物品)

第2条 テント等の仕様及び数量については、別表のとおりとする。

### (貸出の対象団体)

第3条 テント等に係る貸出の対象となる団体は、浪速区役所附設会館（浪速区民センター）利用料減免規程第2条第1項第1号に定める団体等（以下「地域団体」とする。）とする。

### (テント等の使用用途)

第4条 テント等の使用用途は、各地域団体の公益的な活動趣旨を踏まえた使用に限るものとする。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、借用日の初日から起算し、1月以内（月の初日から借用する場合は当該月の末日までとし、月の途中から借用する場合は30日以内）とする。ただし、区長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

### (貸出の申請)

第6条 テント等の貸出を受けようとする団体の者（以下「申込者」という。）は、借用日の14日前までに「浪速区災害用テント物品借用申込書」（様式1）（以下「申込書」という。）に必要事項を記載のうえ、区役所6階市民協働課窓口へ持ち込みにより提出し、区長に承認を得なければならない。

なお、郵送及びメール、その他の方法により申請されたものは受付できない。

- 2 申込書の提出期限は、借用日の属する月の3月前の同日（同日がない場合は当該月末の末日）から借用日の14日前までとする。
- 3 市民協働課の職員は、申込書の記載事項が適正であることを確認できた場合に

は、受領印を押印した申込書の写しを申込者に交付することでテント等の貸出しを承認したものとする。

- 4 貸出期間が複数の地域団体間で重複する場合は、第2項に定める申請を行った日が早い地域団体を優先する。

(テント等の引取り及び返却)

第7条 申請者は、区役所が指定する場所においてテント等の引取り及び返却を行わなければならない。

(貸出の取消し)

第8条 区長は、次の各号に該当することが判明した場合は、第6条第3項に定める承認を取り消すことができる。

- (1) 貸出期間が、区役所が使用する期間と重複するとき。
  - (2) 営利を目的とするとき。
  - (3) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
  - (4) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
  - (5) 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
  - (6) 正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、区長が不相当と認めるとき。
- 2 区長は、前項による取り消しを行った場合は、速やかに「浪速区役所災害時用テント物品貸出承認取消通知書」(様式2)により申込者に通知しなければならない。
  - 3 申込者は、前項に定める取消しを受け、すでにテント等の貸出を受けている場合は、速やかに区役所へ返却しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 第6条の規定によるテント等の貸出の承認を受けた申込者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) テント等の使用にあたっては取扱説明書を熟読し、正しい用法で使用するこ  
と。
- (2) 承認された用途以外の使用をしないこと。
- (3) テント等を譲渡し又は転貸しないこと。
- (4) 貸出に係る搬送、運搬、設置及び保管については申込者の負担で用意するこ  
と。
- (5) 申込者は、承認された貸出期間内にテント等を返却すること。

(免責)

第10条 テント等の使用に起因して生じた事故及び損害については、申請者の責任において対応し、本市に対し、損害賠償その他一切の費用の請求を行うことはできない。

2 第8条に定める貸出の取消しに起因して生じた損害等については、本市に対し、損害賠償その他一切の費用の請求を行うことはできない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項は区役所及び申込者の双方協議により決定することとする。

附則

この要領は、令和8年3月31日から施行する

(別表) テント等の仕様及び数量

物品名	重量	サイズ	数量
テント (オレンジ)	3.69kg	210×240×125cm (縦×横×一番高い場所の高さ)	20
テント (ブルー)	3.69kg	210×240×125cm (縦×横×一番高い場所の高さ)	20
テント (グリーン)	3.69kg	210×240×125cm (縦×横×一番高い場所の高さ)	20
グラウンドシート	478g	200×230cm (縦×横)	60
テントマット	877g	220×190cm (縦×横)	60

(様式1)

## 浪速区災害用テント物品借用申込書

年 月 日

浪速区長 様

申込者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
担当者氏名  
担当者連絡先

浪速区災害時テント物品を借用したいので、次のとおり大阪市浪速区役所災害時用テント物品貸出要領第6条第1項に基づき申し込みます。また、同要領第9条について遵守します。

使用目的 (事業)				
借用物品	物品名 (最大数量)		数量	
	テント：オレンジ (20)			
	テント：ブルー (20)			
	テント：グリーン (20)			
	グラウンドシート (60)			
使用日時	年 月 日 ( )		時	分
	から	月 日 ( )	時	分
借用期間 (希望日)	借用日	第1希望	第2希望	第3希望
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
	返却日	第1希望	第2希望	第3希望
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用する 場所等				

※裏面の注意事項をご確認ください。

**【貸出要領第9条の注意事項】**

- (1) テント等の使用にあたっては説明書などを熟読し、正しい用法で使用する  
こと。
- (2) 承認された用途以外の使用をしないこと。
- (3) テント等を譲渡し又は転貸しないこと。
- (4) 貸出しに係る搬送、運搬、設置及び保管については使用者の負担で用意  
すること。
- (5) 使用者は、承認期間内にテント等を返却すること。
- (6) 区役所が指定する場所においてテント等の引取り及び返却を行わなけれ  
ばならない。
- (7) テント等の使用に起因して生じた事故及び損害については、申請者の責  
任において対応し、本市に対し、損害賠償その他一切の費用の請求を行  
うことはできない。
- (8) 貸出の取消しに起因して生じた損害等については、本市に対し、損害賠  
償その他一切の費用の請求を行うことはできない。

(様式2)

浪速区役所災害時用テント物品貸出承認取消通知書

年 月 日

様

浪速区長

年 月 日に受領した大阪市浪速区役所災害時用テント物品の貸出について、大阪市浪速区役所災害時用テント物品貸出要領第8条第1項の規定に基づき、次の理由により貸出承認を取消します。

(取消理由)